

## 四日市市告示 510 号

令和 3 年度～令和 5 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託（中部）（単価契約）を実施するにあたって、公募型プロポーザル方式による候補者を選定する募集を下記のとおり公告する。

令和 3 年 10 月 29 日

四日市市長 森 智広

### 1. 概要

#### (1) 業務名

令和 3 年度～令和 5 年度 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託（中部）  
（単価契約）

#### (2) 業務概要

四日市市の常磐、川島、神前、桜、三重、海蔵、橋北、中部の各地区市民センター管内の四日市市道及び市管理道路（以下、「市道等」という。）、河川等における次に掲げる維持修繕業務及び各地区からの土木要望業務とする。

##### 【市道等】

- ① 道路維持（アンダーパス管理を含む。）
- ② 舗装補修
- ③ 交通安全施設
- ④ 路面標示
- ⑤ 雪氷対策

##### 【河川等】

- ① 河川水路維持
- ② 溜池維持
- ③ 調整池維持

**※本業務には、平日の昼間に作業を実施する他に、平日の夜間、休日を含めた 24 時間における緊急の応急処理が含まれる。また、異常気象時の緊急の応急処理を迅速に実施するものである。**

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和 5 年 7 月 31 日まで

#### (4) 業務場所

四日市市 常磐、川島、神前、桜、三重、海蔵、橋北、中部の各地区市民センター管内

(5) 業務規模

予算額（契約上限額）	543,000,000 円	（消費税及び地方消費税を含む）
指示限度額	450,000,000 円	（消費税及び地方消費税を含む）
1 件当たり指示額	2,500,000 円未満	（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 選定方式

提出された提案書等の内容について審査を行い、審査結果により、選定した者（以下、「候補者」という。）1 名、次点以降の提案者の順位付けを行うものとする。  
また、候補者には、随意契約により当該業務を委託するものとする。

(7) 単価の見積限度額 17,000,000 円（税抜き）

## 2. 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする地域維持型建設共同企業体（以下、「地域維持型 J V」という。）のすべての構成員は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 四日市市請負工事入札参加資格者名簿に土木一式工事で登録されていること。
- (2) 四日市市内の常磐、川島、神前、桜、三重、海蔵、橋北、中部の各地区市民センター管内に本店を有すること。なお、本店の所在地と建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく主たる営業所の所在地が異なる場合は、建設業法上の主たる営業所が四日市市内の常磐、川島、神前、桜、三重、海蔵、橋北、中部の各地区市民センター管内にあること。
- (3) 土木工事業の建設業許可を受けてからの営業年数が 5 年以上あること。
- (4) 地域維持型 J V の代表者となる者は、土木一式工事 A ランク、代表者を除く構成員は、土木一式工事（ランク指定なし、完成工事高 2,500,000 円以上）とする。
- (5) 建設業の許可区分は、一般建設業又は特定建設業とする。
- (6) 地域維持型 J V の構成員数は、代表者を含め 3 者以上 12 者以下とする。
- (7) 地域維持型 J V の代表者となる者は、国家資格者又は実務経験者を現場代理人として適正配置できる者とする。他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は除くものとする。ただし、専任は要しない。また、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものとする。
- (8) すべての構成員は、国家資格者又は実務経験者を主任技術者として適正配置できる者とする。他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は除くものとする。ただし、専任は要しない。  
また、代表者の主任技術者又は監理技術者は、構成員の作業を適正に把握するものとする。
- (9) 経営管理責任者又は営業所専任技術者で有るものを現場代理人又は主任技術者に配置できるものとする。ただし、他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は除くものとする。ただし、専任は要

しない。

- (10) 地域維持型 J V の代表者は、構成員の協議において決定された者とする。
- (11) 地域維持型 J V の結成に際し、一の企業は、同一業務につき二以上の地域維持型 J V の構成員となることはできない。
- (12) ①地域維持型 J V（甲型）の構成員の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。ただし、出資を伴わない者を構成員とすることはできない。  
②地域維持型 J V（乙型）の場合は、業務分担のないものを構成員とすることはできない。
- (13) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (14) 公告からこの業務の契約が成立するまでの期間において、四日市市から入札参加資格停止を受けていないこと。  
ただし、当該期間において、構成員（代表者を除く）が四日市市から入札参加資格停止を受けた場合、当該構成員を当該地域維持型 J V から除名できるものとするが、その場合、除名後の地域維持型 J V が、「12. 失格事項」に該当しないこと。  
また、その場合、新たな構成員の追加はできないものとする。
- (15) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (16) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係にある主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有する者を配置できること。
- (17) ①地域維持型 J V は、当該業務の契約の履行後精算が終了するまでの間は、解散することができない。  
②当該業務を受注できなかった地域維持型 J V は、(17)①の規定に関わらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。
- (18) 契約締結日において、他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は、技術者等として配置できない。ただし、契約締結日の前日までに工事完成届等が受理された場合は、他の工事に従事していないものとする。

### 3. その他

別添の実施要領による。

### 4. 実施要領等の配付場所

市のホームページからダウンロードしてください。

## 5. 問い合わせ先

〒510-8601

三重県四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部 道路維持課 維持第2係

TEL : 059-354-8201 FAX : 059-354-8057